

日本銀行 第16回決済システムフォーラム

国債の決済期間の短縮化(T+1化) に向けた検討

2014(平成26)年5月16日(金)

日本証券業協会 政策本部企画部

1 アウトライトT+1(GCLレポT+0)化

・ アウトライト取引、SCLレポ取引(T+1)

- ✓ 約定日当日中に、ポストレード処理を完了させる必要
- ✓ 最終報告書(2011年11月)において、アウトライトT+2化検討時の「GCLレポのT+1対応」における照合実務の電子化、STP化と概ね同様のアプローチで対応可能と整理したが、幅広い参加者における対応方針の整理が必要

・ GCLレポ取引(T+0)

- ✓ 最終報告書において、S日午前中にGCLレポ取引の約定を標準的に行える(S日午後も取引を行える)環境を可能な限り整備することが必要との認識の下、「銘柄後決め方式」のGCLレポ取引スキームの検討を優先的に進める
- ✓ 「銘柄後決め方式」は新たに構築する「担保管理インフラ」が証券保管振機構や日本銀行と連携する形で銘柄割当等の主要機能を提供する想定

・ WG等での検討

「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」及び下部の検討会では、GCLレポ取引の決済期間のT+0化を可能とする取引手法及び担保管理インフラ機能の導入に伴うインフラ整備面の論点等を中心に議論

・ 幅広い市場関係者を対象としたアンケート調査等

- ✓ アウトライトT+1(GCLレポT+0)化の実現には、幅広い市場参加者の実務実態の把握、影響の分析、枠組みの検討が必要
- ✓ 平成25年6月、WGは、野村総合研究所にアウトライトT+1(GCLレポT+0)化の実現に向けた調査・分析等を依頼
- ✓ 野村総合研究所では、独立・中立的な立場で、海外の制度・システムの調査に加え、主要な市場関係者に対しヒアリングを実施し市場の実態把握に努めるとともに、更に幅広い市場関係者を対象としたアンケート調査を実施
- ✓ 平成26年3月、ヒアリング・アンケート結果に基づく課題の整理、実現に向けた方策等について、コンサルティング報告書が取りまとめられた

3 「銘柄後決め方式GCLレポ取引」の概要

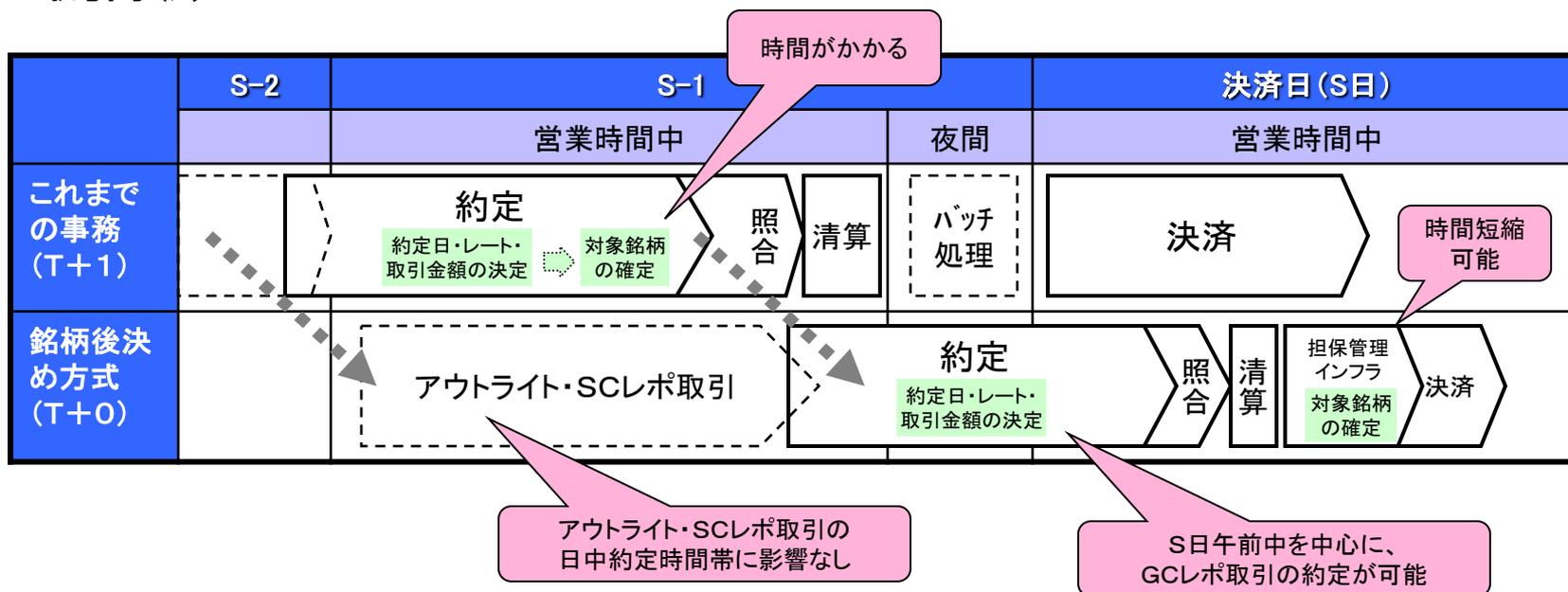
<2011年11月 最終報告書より>

- ・ 受渡金額ベースの取引
 - ✓ 銘柄種類(バスケット)を指定し、金額ベースで取引を行う
 - ✓ 資金繰りの調整が容易になり、余資確定の迅速化も可能
- ・ CCP(=JSCC)による債務引受(バスケット単位)の利用
 - ✓ STP化、取引の標準化、債務引受による効率化、リスク軽減が可能
 - ✓ レポ市場参加者がCCP参加者とは限らないため、非利用型も検討
- ・ 第三者機関(=JSCC予定)が銘柄割当・決済指図作成
 - ✓ 海外のGCLレポT+0のスキーム(トライパーティ、GCF等)を想定
 - ✓ GC銘柄割当と決済指図を第三者機関が一元的に行うイメージ(次頁参照)
 - ✓ アウトライト取引終了後の在庫玉等を、GCLレポ取引の担保として割当・決済
 - ✓ 市場参加者の事情を考慮し、当該スキームの利用は任意を基本

4 「銘柄後決め方式GCLレポ取引」のイメージ

GCLレポ取引の処理時間短縮の方策として、欧米同様の「銘柄後決め方式」の導入を図る

- ✓ 約定時点では資金の受渡金額のみを決め、その後、「担保管理インフラ」を利用して、約定済の取引に手元の在庫国債銘柄をGCLレポ取引の対象銘柄として割当を行い決済する取引手法

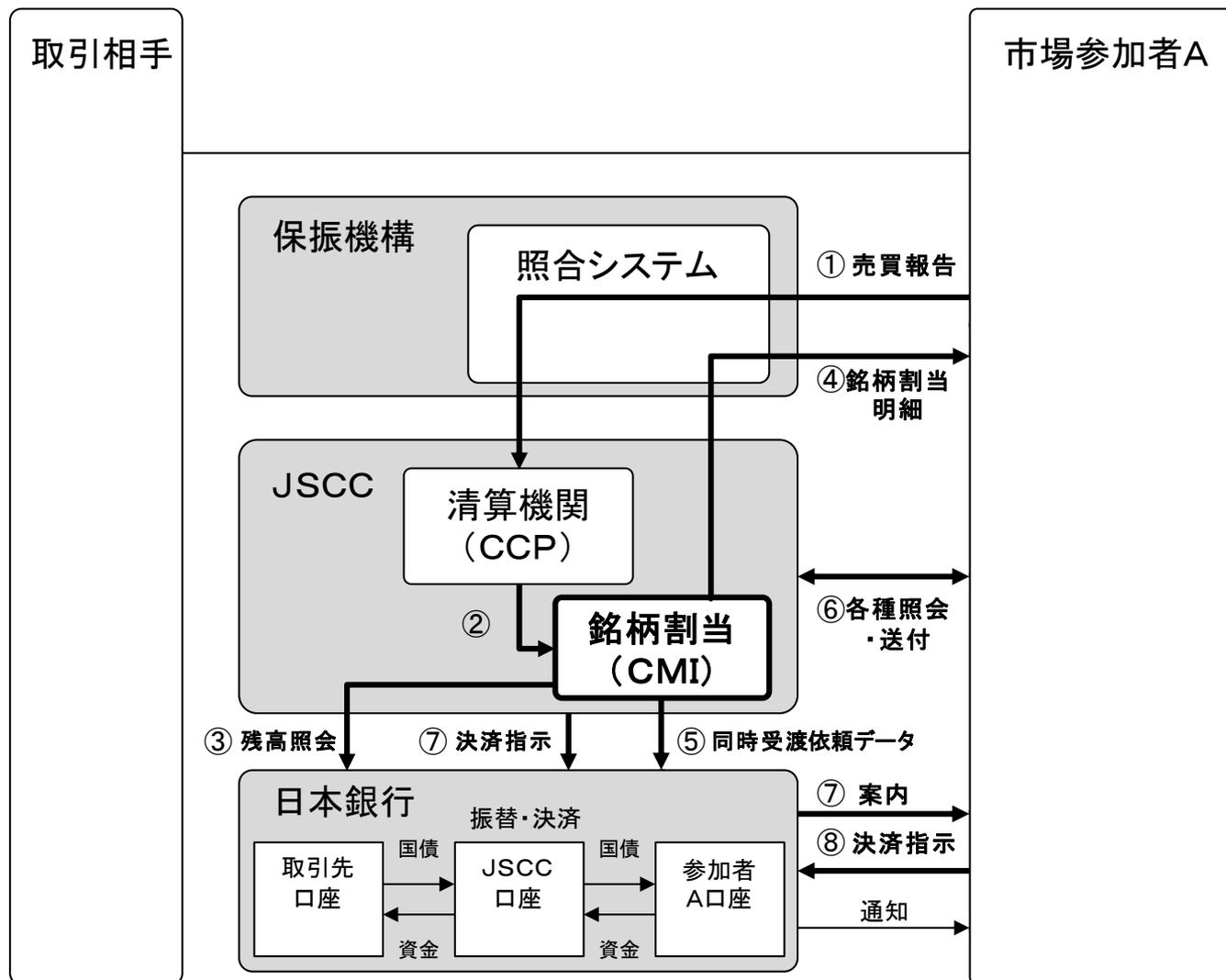


- アウトライト・SCLレポ取引の日中の約定時間帯に影響を与えない
- S日午前中にGCLレポ取引の約定を標準的に行える(S日午後も取引可能)環境を提供
- 中央インフラが銘柄割当等の機能を提供することによる効率化を期待

(参考)

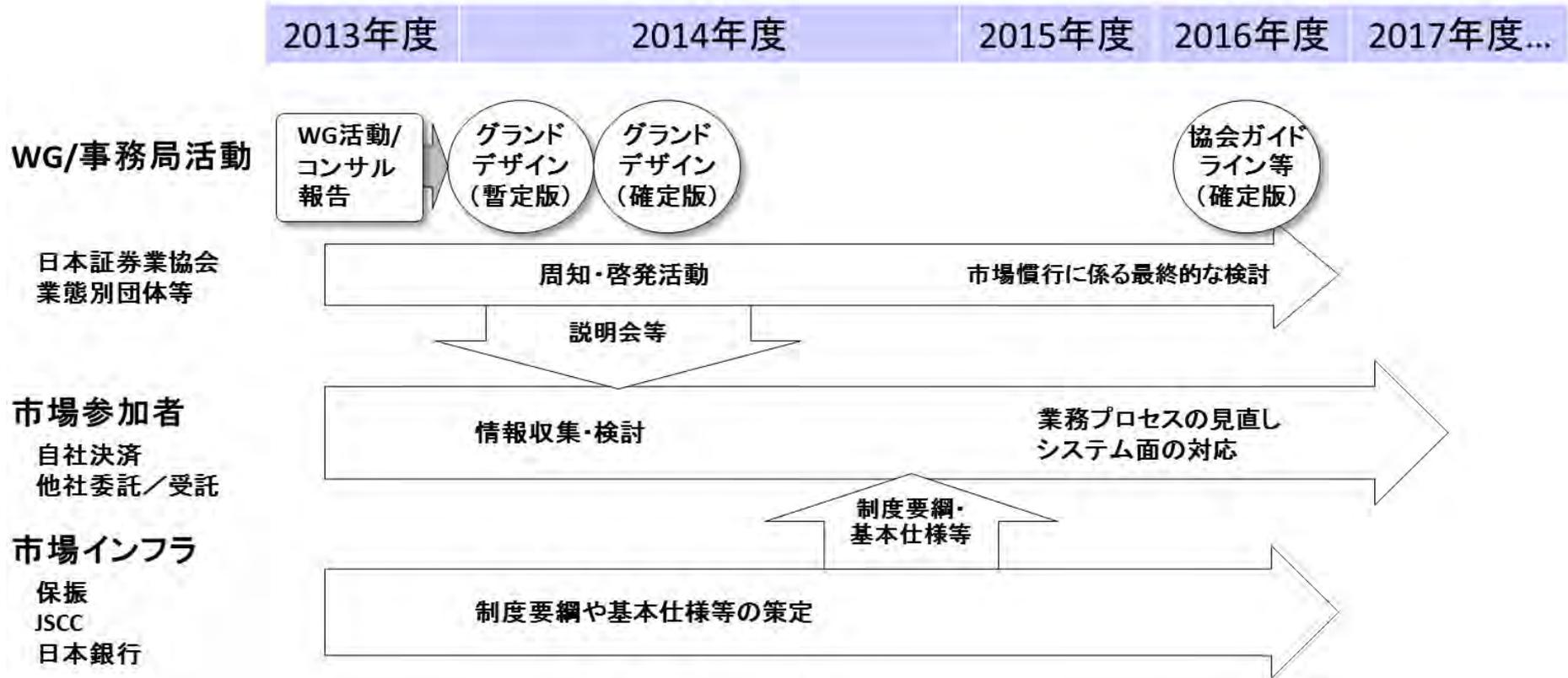
銘柄後決め方式GCLレポ取引の市場インフラの構成の参考イメージ

※現在検討途上の参考イメージ(案)であり、未検討の部分も含まれます



5 今後の検討予定

- ・ アウトライイト取引T+1化とGCLレポ取引T+0化の同時実現に向け、WGによる決済期間短縮化後の国債市場に関するグランドデザインの策定、公表により、幅広い市場参加者への周知・啓発活動を行うとともに、市場インフラによる制度要綱等の策定、市場参加者による業務プロセスの見直しやシステム面の対応が求められる



- ・ アウトライト取引、SCLレポ取引(T+1)
 - ✓ コンサルティング報告書をWGとして検証した上で、市場共通タイムスケジュールやSTP化の促進といった方向性を合意
 - ✓ より幅広い市場参加者の意見も踏まえた上で、今後の作業予定を提示

- ・ GCLレポ取引(T+0)
 - ✓ 以下の論点の方向性の決定
 - ① 非CCP利用取引の取扱い
 - ② ターム物取引に必要な機能(サブスティテューション等)
 - ③ 取引形態の標準化(新現先/現担への一本化)
 - ④ 銘柄割当の方法(割当単位、割当順位等)
 - ✓ 担保管理インフラの担い手の決定
 - ✓ 担保管理インフラの対象取引の範囲・付随機能への対応方針の決定



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

END

御清聴ありがとうございました。